

## 紋別市地域材利用推進方針

紋別市地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定する。

### 第1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

#### 1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

公共建築物での地域材の利用を促進することは、地域の林業・林産業の活性化と適切な森林整備を進める上で極めて重要である。

本市の行政面積の約8割を占める森林は、木材の生産のみならず、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止や水源のかん養などの多面的機能を有しているほか、四季折々の美しい景観により安らぎを与えてくれる貴重な財産となっており、本市においては、森林資源の有効な活用と森林の健全な育成を目指し、SGEC（注）森林認証の取得に努めてきた。

しかし、木材などの林産品の供給などを通じて森林を支えている林業及び木材産業等は、担い手の高齢化や木材価格の低迷などから事業活動が停滞し、森林の有する公益的機能の持続的発揮や、木材の安定供給に支障を来すことが懸念されている。

このような現状において、地域材の需要を拡大することは、森林から生産される木材等の収益が森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

地域材を人と環境にやさしい資材として有効に利用することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制、建築物等での炭素の固定を通じた地球温暖化の防止にも貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を市民に幅広く提供し、地域材の利用の意義等について市民の理解を効果的に醸成することが重要である。

このため、多くの市民の利用に供される公共建築物において、環境にやさしい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材の利用の意義や良さを広く普及することによって、住宅や民間事業所などの一般建築物や農業施設、工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用を拡大することが必要である。

（注）SGECとは、日本独自の森林認証機関「緑の循環認証会議」の略称。

#### 2 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

市は1の公共建築物における地域材の利用の促進の意義を踏まえ、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとともに、公共建築物において、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材の利用の促進に努めるものとする。

市は、自ら率先してその整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、公共建築物及び公共建築物以外の建築物等における地域材の利用により効果的な促進に努めるものとする。

市以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本推進方針を踏まえ、市が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における地域材の利用の促進及び公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に努めるものとする。

公共建築物における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要であることから、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、市が講ずる関連施策に協力しつつ、紋別市森林整備計画に従った適切な森林施業の確保、並びに森林認証材等、合法性の証明された地域材の円滑な供給の確保を図るものとする。



(注) この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

## 第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物とする。

### 2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

- (1) 建築材料としての地域材の利用の促進
- (2) 建築材料以外の木製品導入の促進
- (3) 森林バイオマスの利用の促進
- (4) 地域材利用に係る環境等への貢献度についての普及

### 3 市の取組

市は、自ら整備する公共建築物での地域材の利用に努めるとともに、地域の実状に即した独自の施策の充実を図り、国及び道が実施する施策と併せ効果的な施策の推進に努めるものとする。

### 4 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

## 第3 市が整備する公共建築物における地域材の利用の目標

市が整備する公共建築物の木造化・木質化等を進めるに当たっては、以下によるものとする。

### (1) 木造化の推進

市は、その整備する公共建築物のうち、第2の4の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、原則として全て木造化を図るものとする。

### (2) 木質化の推進

市は、その整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとする。

### (3) 地域材製品の導入の推進

市が整備する公共建築物において使用する家具等については、積極的に地域材製品の導入を推進するものとする。

## 第4 公共建築物の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

### 1 地域材の安定的な供給の確保

公共建築物に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、市は、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者と連携して、地域材の供給体制の整備等に取り組むものとする。

## 2 公共建築物の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

木材製造業者等は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

## 第5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

市は、公共建築物での地域材の率先的な利用により、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

- 1 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進
- 2 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進
- 3 農業用施設での地域材の利用の促進
- 4 森林バイオマスの利用の促進

## 第6 地域材以外の木材・森林バイオマス利用に関する事項

公共建築物等における木材・森林バイオマス利用等にあたっては、地域材の利用を最優先とするが、地域材の調達が困難な場合は、運搬における二酸化炭素の排出抑制や持続可能な森林経営の推進に配慮し、北海道産木材、森林認証材等の優先的利用に努めるものとする。

## 第7 その他必要事項

### 1 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

### 2 公共建築物等における地域材の利用の推進体制

市の公共建築物等における地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、市の関係部局等で組織する「木材利用推進委員会」を推進機関として、公共建築物等における地域材の利用の取組を推進するものとする。

### 3 推進方針を実施するにあたり、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この推進方針は平成 24 年 4 月 1 日より適用する。